

ごみ広報

津別町・津別町環境衛生推進協議会

問い合わせ先 住民企画課 住民環境係 12番窓口 ☎77-8377



9月のリサイクル回収を実施します

もう一度着られる、使えるものを目安としてリサイクル回収を行います。

汚れや臭いのひどいもの、破れているもの、濡れているもの、布団、カーテン、和服一式、下着、靴下などは回収できません。

※洋服を入れていた袋、油を入れていた容器は、持ち帰っていただきます。

日程 9月21日(土)

時間 午前9時～11時まで

場所 スポーツ交流館(旧島崎家具店)

回収物 ●衣類 ●バッグ ●靴 ●子供服
●タオルケット ●毛布 ●食用廃油

令和6年10月からの短時間労働者における被用者保険の適用範囲拡大について【経過措置のご案内】

前月号にて、「特定適用事業所」の範囲についてお知らせしましたが、経過措置が設けられていますので、ご参照ください。

※該当となる事業所には、9月上旬までに日本年金機構より通知される予定です。

○改正内容

- ・老齢厚生年金を受給している方が、厚生年金保険の被保険者資格(短時間労働者を含む)を取得した場合、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。(在職老齢年金)
- ・老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障がい者(*1)または長期加入者(*2)の特例対象者が厚生年金保険の被保険者資格を取得すると、年金の定額部分(加給年金額が加算されているときは加給年金額も含む。)が全額支給停止となります。

- *1 障がいの状態にある方(障害厚生年金の1級から3級に該当する方)
- *2 厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある方(共済組合等の期間は含まない)

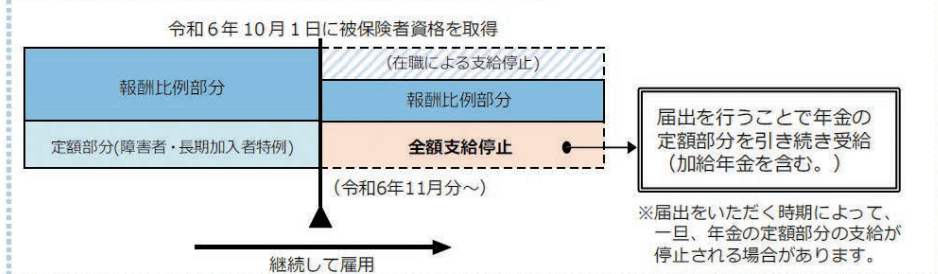
○必要な手続き

次のアおよびイの条件に該当する方は、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

- ア 令和6年9月30日以前から障がい者または長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金の受給者
- イ 令和6年9月30日以前から引き続き同一の事業所に使用されている方が、令和6年10月1日に短時間労働者として厚生年金保険の被保険者資格を取得した場合

※経過措置の対象者(見込み)には、日本年金機構より令和6年11月下旬から届出様式が送付される予定です。

【経過措置により定額部分を引き続き受給する際のイメージ】



年金ミニ知識

戸籍年金係8番窓口 ☎77-8378

津別消防署からのお知らせ

9月8日(日)から9月14日(土)まで

救急医療週間が始まります

9月9日は救急の日

人が倒れていた時の対処法・・・あなたはわかりますか？

- ・大声で助けを求める。
- ・119番で救急車を呼ぶ。
- ・心肺蘇生法を行う。
- ・AEDを持ってくる。
- ・救急隊を誘導する。

などがあります。

あなたの勇気ある行動が命を救う手助けとなります。

津別消防署では、町民のみなさまや事業所を対象とした救急講習を行っています。気軽にお問い合わせください。

応急手当の目的

①救命

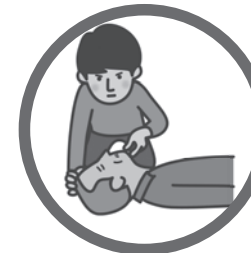
応急手当の一番の目的は、生命を救う「救命」にあります。

応急手当を行う際は、この救命を目的とした「救命処置」をを最優先します。



②悪化防止

応急手当は、けがや病気を治すために行うのではなく、現在以上に悪化させないことが目的となります。



③苦痛の軽減

傷病者は、心身ともにダメージを受けています。「すぐに救急車が来ます」など、励ましの言葉をかけるようにします。



消防署への通報の方法

火事、救急が発生した時には、迷わず、慌てず119番に通報してください。消防本部通信指令室につながります。

通信員の質問には「落ち着いて」「ゆっくりと」「はっきりと」答えてください。

119番通報の手順

119番通報

1. 火事か救急の種別
2. 美幌町か津別町か
3. 発生場所と目標物
4. 現在の状況

消防車や救急車はすぐに出動します。その後通信員が状況等詳しくお聞きします。

9月に入ってもまだまだ熱中症には注意が必要です！「水分」や「休憩」をこまめにとりましょう！

問い合わせ先 美幌・津別広域事務組合 津別消防署グループ ☎76-2189